

令和5年4月から府条例による大気有害物質規制が改正されました！

大阪府では事業所等から大気へ排出される有害物質について大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制を実施していますが、府内の大気環境の状況等を踏まえ、国が定める有害大気汚染物質の優先取組物質と整合を図ることを目的に、規制内容の見直しを行いました。

有害物質を取扱う事業者の方は、下記の改正点に十分にご留意いただき、大気汚染の未然防止に努めてください。

見直しの概要

- ① 規制対象物質の一部見直し
- ② 一部を除き規制基準を濃度基準への統一
- ③ 規制対象施設に「洗浄施設」「クリーニング施設及び乾燥施設」「吹付塗装施設」を追加

項目	改正前	改正後	施行時期	
対象物質	塩化水素 塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)★ 塩素 カドミウム及びその化合物 酸化エチレン(エチレンオキシド)★ 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 ニッケル化合物★ ヒ素及びその化合物★ ベリリウム及びその化合物 ベンゼン★ ホルムアルデヒド マンガン及びその化合物 六価クロム化合物★ アニシジン アンチモン及びその化合物 N-エチルアニリン クロロニトロベンゼン 臭素 銅及びその化合物 バナジウム及びその化合物 ホスゲン N-メチルアニリン	アクリロニトリル アセトアルデヒド 塩化水素 塩化ビニルモノマー(クロロエチレン) 塩化メチル(クロロメタン) 塩素 カドミウム及びその化合物 クロム及び三価クロム化合物 クロロホルム 酸化エチレン(エチレンオキシド)★ 1,2-ジクロロエタン ジクロロメタン(塩化メチレン) 水銀及びその化合物 テトラクロロエチレン トリクロロエチレン トルエン 鉛及びその化合物 ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 1,3-ブタジエン ベリリウム及びその化合物 ベンゼン ホルムアルデヒド マンガン及びその化合物 六価クロム化合物★	濃度基準 (上記★物質排出施設(酸化エチレン、六価クロム化合物)のみ設備構造基準を継続) ※1、※2、※3、※4	令和5年4月 ※7
規制基準	設備構造基準(上記★物質排出施設)又は濃度基準	濃度基準 (上記★物質排出施設(酸化エチレン、六価クロム化合物)のみ設備構造基準を継続) ※1、※2、※3、※4		
対象施設	134 項目の施設 ※5、※6	以下を新たに追加する。 ①化学工業品等、金属製品等製造の用に供する洗浄施設(液面面積 0.5m ² 以上) ②洗濯業に係るドライクリーニングの用に供するクリーニング施設及び乾燥施設 (ドライクリーニングに係る洗濯能力の合計が 30kg 以上の事業場に設置される全ての施設) ③物の製造に係る塗装の用に供する吹付塗装施設(排風機能力 100m ³ /分以上)		

※1 排出基準算定における K 値は以下のとおり(継続物質は変更なし)。

アクリロニトリル	2.72	アセトアルデヒド	163
塩化水素	5.54	塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	13.6
塩化メチル(クロロメタン)	128	塩素	3.23
カドミウム及びその化合物	0.0170	クロロホルム	24.5
1,2-ジクロロエタン	2.18	ジクロロメタン	204
水銀及びその化合物	0.0340	テトラクロロエチレン	272
トリクロロエチレン	177	鉛及びその化合物	0.0680
ニッケル化合物	0.0340	ヒ素及びその化合物	0.00816
1,3-ブタジエン	3.40	ベリリウム及びその化合物	0.00340
ベンゼン	4.08	ホルムアルデヒド	0.456
マンガン及びその化合物	0.136		

排出基準算定式 ※現行から変更なし

温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1mにつき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。

$$C = (K \cdot S) / Q$$

C:有害物質等の種類ごとの量(mg)
S:煙突高さや敷地境界までの距離等から算出する外部への影響を勘案した値
K:定数
Q:乾き排出ガス量(m³/分)

Ho: 排出口の実高さ(m)
b: 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(m)
h: 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(m)
d: 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(m)

S の値は以下の通り

場 合		Sの算式
Ho < 6		b ²
Ho ≥ 6 かつ 4.7(Ho-6) ≤ b < 4.7Ho		(Ho-6) ² + b ²
Ho ≥ 6 かつ b ≥ 4.7Ho		(Ho-6) ² + 22.1Ho ²
Ho ≥ 6 かつ b < 4.7(Ho-6) であって、 排出口の中心から 4.7(Ho-6)の水平距離内に、 排出口の中心を頂点とする側面が俯角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(倉庫等は除く。以下「建築物」という。)がある場合	Ho > h	(Ho-h) ² + d ²
	Ho ≤ h	d ²
上記以外の場合		23.1(Ho-6) ²

※2 トルエン、クロム及び三価クロム化合物は、当分の間基準適用無し。

※3 届出対象外であった既設施設は、測定義務及び排出基準が令和6年4月から適用。

※4 届出済の既設施設は、新規追加物質の測定義務及び排出基準が令和6年4月から適用。(設備構造基準から濃度基準へと変更する物質は令和6年4月より前に新基準への移行も可能。)

※5 新しく規制対象となるトルエンについて、出版若しくは印刷又はこれらの関連品の製造以外の用に供する乾燥・焼付施設のうち、排風機能力 10m³/分以上の施設のみがトルエンの規制対象。

※6 現行の対象施設のうち廃棄物焼却炉について、VOC に該当する有害物質は規制対象外(令和4年4月から適用)。

※7 物質見直しによる届出済施設の廃止及び物質の規制対象外は令和4年4月に適用。

事業者の方に行ってください

■届出の手続き

- 規制対象物質を排出する規制対象施設を新たに設置しようとする方は、設置する 60 日以上前に「設置届出書」を各市町村の環境担当窓口まで提出する必要があります。
- なお、既に施設を設置している場合は、「使用届出書」を施行日から 30 日以内に提出してください。

■排出基準の順守と測定義務

- 規制対象施設は排出基準を順守してください。なお、既に施設を設置している場合は適用の猶予期間があります。
- 排出基準の順守を確認するため、6 か月に1回の排出ガス濃度の測定の義務があります。

【お問い合わせ先】

詳しくは市町村の環境担当窓口までお問い合わせ下さい。下記の市町については、右記の窓口までお問い合わせ下さい。

島本町、摂津市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、高石市	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 TEL: 06-6210-9581
和泉市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町	大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課 大阪府岸和田市野田町3丁目13-2 TEL: 072-437-2530

(参考)有害物質規制対象施設一覽

項・用途		施設種類		規模
1	繊維製品の製造 (衣服その他の 繊維製品に係る ものを除く)	イ	法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		ロ	条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量(100 以上 200kVA 未満)
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて
		ニ	漂白施設	すべて
		ホ	樹脂加工施設	すべて
		ヘ	混合施設	すべて
		ト	滅菌施設及び消毒施設	すべて
2	木材若しくは木 製品の製造(家 具に係るものを 除く)又はパル プ、紙若しくは紙 加工品の製造	イ	法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		ロ	条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量(100 以上 200kVA 未満)
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて
		ニ	張合せ施設	すべて
		ホ	樹脂加工施設	すべて
		ヘ	滅菌施設及び消毒施設	すべて
3	出版若しくは印 刷又はこれらの 関連品の製造	イ	法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		ロ	条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量(100 以上 200kVA 未満)
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて
		ニ	グラビア印刷施設	すべて
		ホ	金属板印刷施設	すべて
		ヘ	エッチング施設	すべて
4	化学工業品、石 油製品又は石炭 製品の製造	イ	法に掲げる焙焼炉・焼結炉・煨焼炉(3 項)、反応炉・直火炉 (10 項)、乾燥炉(11 項)、電気炉(12 項)、乾燥施設(15 項)、 溶解槽(17 項)、反応炉(18 項)、反射炉・反応炉・乾燥施設 (26 項)	法の規模のとおり
		ロ	条例に掲げる焙焼炉(4 項)、焼結炉(5 項)、煨焼炉(6 項)、反 応炉(7 項)、直火炉(8 項)、電気炉(10 項)、乾燥炉(23 項)	条例(ばいじん規制)の規模のとおり
		ハ	反応施設及び直火炉	イ及びロ以外
		ニ	乾燥・焼付施設	イ及びロ以外
		ホ	合成施設、重合施設及び分解施設	すべて
		ヘ	精製施設、抽出施設、晶出施設、蒸留施設、蒸発施設及び濃縮 施設	すべて
		ト	電解施設	すべて
		チ	焼成施設	すべて
		リ	電気めっき施設	すべて
		ヌ	混合施設、配合施設及び混練施設	すべて
		ル	造粒施設	すべて
		ヲ	滅菌施設及び消毒施設	すべて
		ワ	洗淨施設	液面の面積が 0.5m ² 以上
5	プラスチック製 品の製造	イ	法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		ロ	条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量(100 以上 200kVA 未満)
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて
		ニ	電気めっき施設	すべて
		ホ	エッチング施設	すべて
		ヘ	配合施設及び混練施設	すべて
6	ゴム製品の製造	イ	加硫施設	すべて
		ロ	混練施設	すべて
		ハ	滅菌施設及び消毒施設	すべて

項・用途		施設種類		規模
7	窯業製品又は土石製品の製造	イ	法に掲げる焼成炉・溶融炉(9項)、乾燥炉(11項)	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		ロ	条例に掲げる焼成炉(11項)、溶融炉(12項)、乾燥炉(23項)	火格子面積(0.5以上1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30以上50L/時未満) 変圧器の定格容量(100以上200kVA 未満)
		ハ	焼成施設及び溶融施設	イ及びロ以外
		ニ	乾燥・焼付施設	イ及びロ以外
		ホ	樹脂加工施設	すべて
		ヘ	混合施設	すべて
		ト	滅菌施設及び消毒施設	すべて
8	鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	イ	法に掲げる焙焼炉・焼結炉・煅焼炉(3項)、溶解炉(5項)、乾燥炉(11項)、電気炉(12項)、焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・転炉・溶解炉・乾燥炉(14項)、溶解炉(24項)、溶解炉(25項)	法の規模のとおり
		ロ	条例に掲げる焙焼炉(14項)、焼結炉(15項)、煅焼炉(16項)、溶解炉(17項)、溶解炉(18項)、電気炉(21項)、電気炉(22項)、乾燥炉(23項)	条例(ばいじん規制)の規模のとおり
		ハ	金属溶解・精錬施設	イ及びロ以外
		ニ	乾燥・焼付施設	イ及びロ以外
		ホ	焼成施設	すべて
		ヘ	電気めっき施設、溶融めっき施設及び化成被膜施設	すべて
		ト	ソルトバス	すべて
		チ	樹脂加工施設	すべて
		リ	酸洗施設、エッチング施設及び電解研磨施設	すべて
		ヌ	鋳型造形施設	すべて
		ル	混合施設、配合施設及び混練施設	すべて
		ヲ	反応施設	すべて
		ワ	滅菌施設及び消毒施設	すべて
カ	洗浄施設	液面の面積が0.5m ² 以上		
9	その他の製品製造	イ	法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		ロ	条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5以上1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30以上50L/時未満) 変圧器の定格容量(100以上200kVA 未満)
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて
		ニ	電気めっき施設	すべて
		ホ	エッチング施設	すべて
		ヘ	滅菌施設及び消毒施設	すべて
10	すべて	イ	法に掲げる廃棄物焼却炉	火格子面積(2m ² 以上) 焼却能力(200kg/時以上)
		ロ	条例に掲げる廃棄物焼却炉	火格子面積(1以上2m ² 未満) 焼却能力(100以上200kg/時未満)
		ハ	廃棄物焼却炉	焼却能力(50kg/時以上)
11	医療業	滅菌施設及び消毒施設		すべて
12	消毒業	滅菌施設及び消毒施設		すべて
13	洗濯業	イ	消毒施設	すべて
		ロ	ドライクリーニングの用に供するクリーニング施設	一回のドライクリーニングに係る洗濯能力の合計が30kg以上の事業場に設置されるすべての施設
		ハ	ドライクリーニングの用に供する乾燥施設	
14	物の製造に係る塗装	吹付塗装施設		排風機能力(100m ³ /分以上)

備考 次の施設は除く

- ・ 実験の用に供するもの
- ・ 移動式のもの
- ・ 10の項のイの施設で塩化水素、水銀及びその化合物又は揮発性有機化合物のみを発生し、及び排出するもの
- ・ 10の項のロ及びハの施設で揮発性有機化合物のみを発生し、及び排出するもの
- ・ 10の項以外の施設で塩化水素のみを発生し、及び排出するもの
- ・ 10の項以外の施設であって次のイからハまでに掲げる施設のうち、次の表の物質のみを発生し、及び排出するもの
 - イ 法規別表第三の第三欄に掲げる施設
 - ロ 法規別表第三の三の中欄に掲げる施設
 - ハ 小型乾燥炉(1の項、2の項、4の項、5の項及び7の項から9の項までの施設のうち乾燥炉、乾燥施設及び乾燥・焼付施設であって排風機の能力が10m³/分未満のもの。)

施設	物質
一 イからハまでのいずれにも該当する施設	塩化水素、水銀及びその化合物、トルエン又は当該施設について法規別表第三の第二欄に規定する物質(以下「法有害物質」という。)
二 イ及びロに該当し、ハに該当しない施設	塩化水素、水銀及びその化合物又は法有害物質
三 イ及びハに該当し、ロに該当しない施設	塩化水素、トルエン又は法有害物質
四 ロ及びハに該当し、イに該当しない施設	塩化水素、水銀及びその化合物又はトルエン
五 イのみに該当する施設	塩化水素又は法有害物質
六 ロのみに該当する施設	塩化水素又は水銀及びその化合物
七 ハのみに該当する施設	塩化水素又はトルエン

- ・ 13の項のロ及びハの施設で、当該施設を設置する事業場の一回のドライクリーニングに係る洗濯能力が30kg未満の事業場に設置されるもの

本規制の詳しい内容・届出のしおりは、以下の大阪府ホームページでもご覧いただけます。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/index.html>

大阪府 環境農林水産部環境管理室 事業所指導課